

可視化の現在 立会いの未来

刑訴法321条の3をご存じですか？ ～取調べの録画を主尋問の代わりとする特則の概要と問題点～

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 事務局次長 植田 豊

1 ● 刑訴法321条の3とは

新設された刑訴法321条の3とは、一定の聴取対象者の取調べの全過程を録音・録画した記録媒体（以下「記録媒体」）について、その供述が、一定の「措置」が特に採られた状況下でなされたものと認められる場合には、当該記録媒体の取調べ後に、訴訟関係人に対し、その聴取対象者を証人として尋問する機会を与えることを条件として、記録媒体について、伝聞法則の例外として、証拠能力を認めるものです。すなわち、記録媒体を再生して取り調べることをもって、主尋問の代替とするという特則です。

2 ● 本特則の問題点

この特則は、児童虐待の被害児童や性犯罪被害者等に対し、近時広く行われている代表者聴取^{※1}一司法面接的手法で行われているとされる一による記録媒体に証拠能力を付与するために設けられたものです。被害者が繰り返し事情聴取を受けることによる精神的負担を軽減することが代表者聴取の目的のひとつであり、法廷での主尋問の省略は、この目的に合致したものとと言えます。

しかしながら、本特則が適用されうる聴取対象者については、性犯罪被害者等に加え、「犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述す

るときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者」（1項1号ハ）と規定されており、犯罪の内容や年齢にかかわらず、また被害者のみならず、目撃者等も対象者とすることができる内容になっています。

また、記録媒体に証拠能力を付与するうえで本特則が要求する「措置」とは、「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」（1項2号イ）、及び「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置」（同ロ）というものであり、特別の証拠能力を付与するに足りる措置とは言い難い内容でしかありません。

このように、同条には、聴取主体^{※2}を限定する定めも、措置に関する具体的な定めもありません（「司法面接的手法」という文言すら入っていません）。したがって、今後の実務において、本特則の適用が緩やかに認められる状況が生まれれば、刑事司法全体が大きく歪むことになってしまいます。

3 ● 附帯決議

ところで、本特則法案の成立にあたり、次の附帯決議がなされました。

※1 検察・警察・児童相談所の三機関（二機関の場合もある）のうちの代表者が児童等から聴取する取組。協同面接とも呼ばれる。

※2 多くの代表者聴取において、検察官が聴取者を務めているのが実情である。

①（衆参両院）

いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。

②（参院のみ）

いわゆる司法面接的手法による聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するよう努めるとともに、聴取後の聴取対象者への接触については、汚染のない初期供述を可能な限り少ない回数の面接によって確保するという司法面接的手法による聴取の趣旨に反することがないよう、関係者において十分配慮すること。

これらの附帯決議は、本特則が設けられるに至った

本来の趣旨を明確にするとともに、その厳格な運用を求めるものと言えます。また、検察において、代表者聴取を行ったうえで、さらに取調べを重ねて調書も作成し、より立証に有利な方を選択するという運用がなされることが危惧されるところ、②の附帯決議は、そのような運用を戒めるものともいえます。

4 ● 最後に

冒頭にも記したとおり、本特則は、本年12月15日から施行されます。具体的な運用方法について、法曹三者間での話し合いが行われることもないまま、実務運用が始まってしまう状況です。たとえば、本特則が採用され、主尋問が免除された証人に、事前に記録媒体を視聴させることは適切かといった点も、未検討のままです。今後は、個々の事件の中で、検察のあり方を慎重に吟味し、争っていくことで、適正な実務運用を確立していくことが求められます。